

## 「東京都子ども・子育て支援総合計画」の概要

### 計画の策定に当たって

#### 1 計画策定の趣旨及び性格

子供を安心して産み育てられ、次代を担う子供たちが生まれ育った環境に左右されず、健やかに成長できる社会の形成を目指し、都における子供・子育てに関する総合計画として策定します。

本計画は、子ども・子育て支援法第62条に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画と次世代法第9条に基づく都道府県行動計画とを合わせて一体的に策定します。

#### 2 計画の期間

平成27年度から平成31年度までの5年間

計画期間の中間年（平成29年度）を目安として、必要な場合には、計画の見直しを行います。

#### 3 教育・保育の区域設定

質の高い教育・保育が、それぞれの家庭や子供の状況に応じて適切に提供されるよう、教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」を定める単位となる区域を次のとおり設定します。

1号認定	3歳以上で幼稚園等での教育を希望	都全域を一つの区域設定とする。
2・3号認定	0～5歳で、保育の必要性があり、保育所等での保育を希望	区市町村が、地域型保育の認可に当たり設定する「区市町村設定区域」と同一とする。
地域子ども・子育て支援事業		区市町村ごとに1区域とする。

#### 4 教育・保育の量の見込みと確保方策

都は、区市町村が地域の実情に応じて計画的に教育・保育の基盤を整備していくよう、教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」を次のとおり定めます。

教育・保育	都においては、区市町村における「量の見込み」と「確保方策」を集計したものを基本とする。保育については、平成29年度末までに待機児童が解消されるよう「確保方策」を定め、区市町村がそれを達成できるよう、必要な支援策を講じていく。
地域子ども・子育て支援事業	区市町村計画の集計値を参考としつつ、都としての支援策について検討を行い、必要に応じて計画に目標を盛り込む。

## 第1章 計画の目指すもの

### 3つの理念

< 基本理念 >

- ① すべての子供たちが個性や創造力を伸ばし、社会の一員として自立する環境を整備・充実する。
- ② 安心して子供を産み育て、子育ての喜びを実感できる社会を実現する。
- ③ 社会全体で、子供と子育て家庭を支援する。

### 5つの目標

<基本理念の実現に向け取り組む方向性を明らかにする目標>

- ① 地域における妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の仕組みづくり
- ② 乳幼児期における教育・保育の充実
- ③ 子供の成長段階に応じた支援の充実
- ④ 特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実
- ⑤ 次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備

- ① 「すべての子育て家庭」への支援の視点

- ② 家庭を「一体的に」捉える視点
- ③ 子供と子育て家庭の立場からの視点
- ④ 大都市東京のニーズと特性を踏まえた視点
- ⑤ 広域的な自治体の役割からの視点

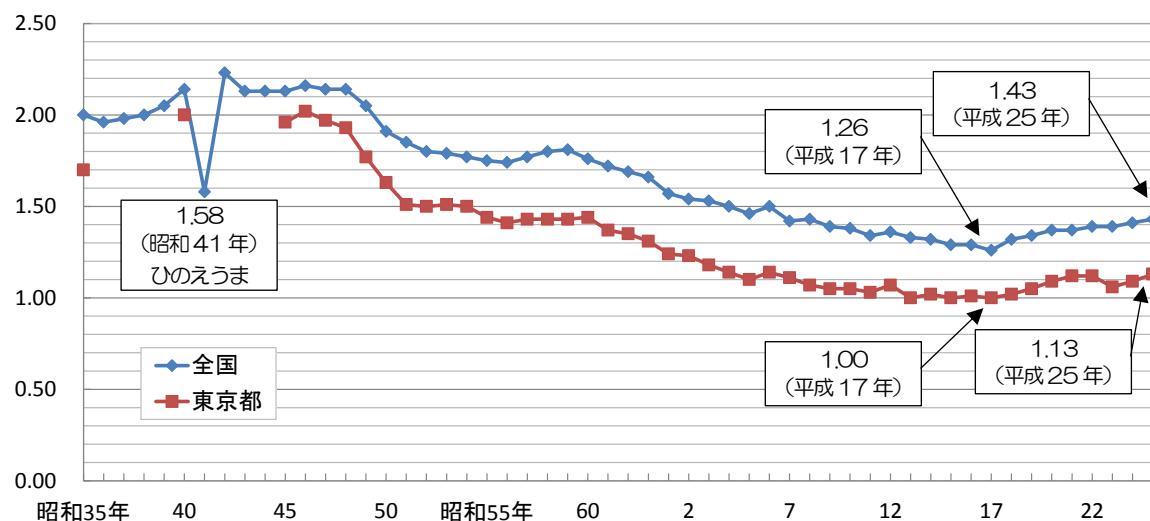
## 第2章 東京の子供と家庭をめぐる状況

### 1 東京の子供と子育て家庭をめぐる状況

東京都の合計特殊出生率は、平成 17 年の 1.00 を底に平成 25 年には 1.13 へと微増していますが、全国最低となっています。

年少人口（0～14 歳）は、平成 12 年を底に微増傾向にありますが、平成 22 年以降は減少傾向で推移するものと考えられます。

合計特殊出生率の推移（全国・東京都）

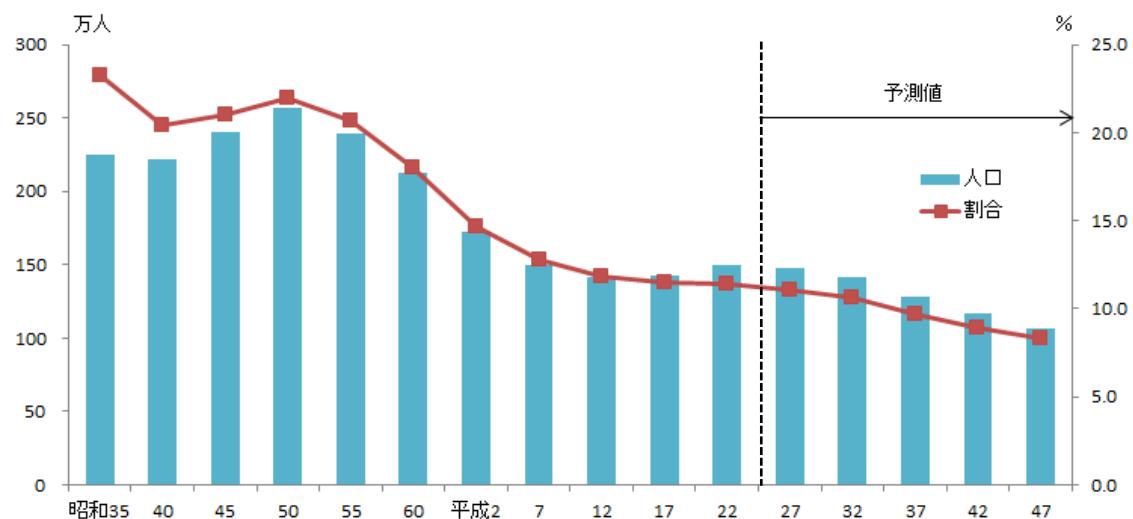


注：昭和36～39年、41～44年の東京都分の合計特殊出生率については、発表されていない。

資料：厚生労働省「平成25年人口動態統計（確定数）」

東京都福祉保健局「人口動態統計年報（確定数）」（平成25年）

0～14歳の人口の推移（東京都）



資料：東京都総務局「男女年齢（5歳階級）別人口の予測」（平成25年3月）

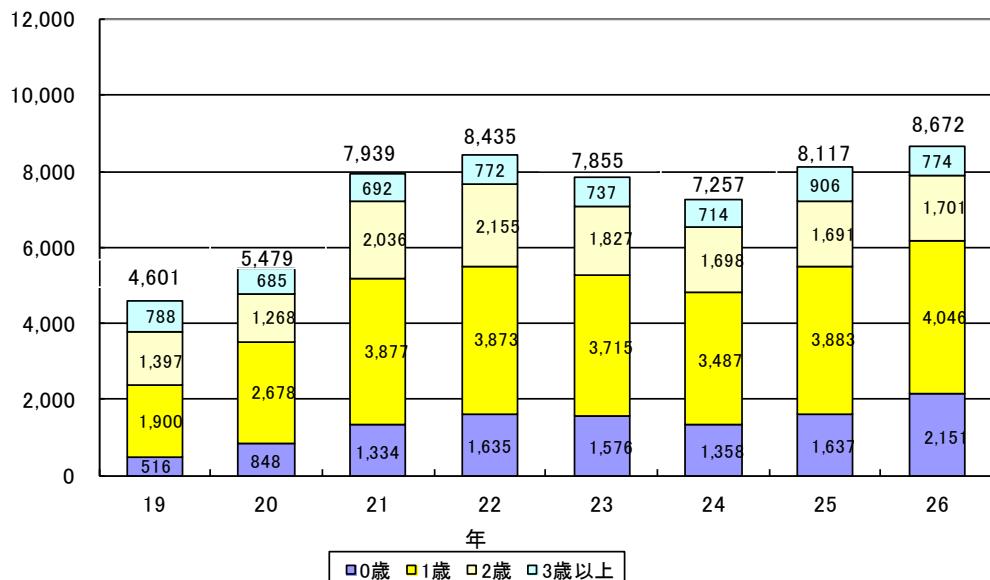
## 2 東京都における子供・子育て支援の状況

都における保育所入所待機児童数は、平成26年4月で8,672人となっています。待機児童解消に向けて、引き続き積極的に保育サービスを拡充していく必要があります。

児童虐待相談の件数は、年々増加しています。児童虐待への対応力向上とともに、未然防止と早期発見の取組が求められています。

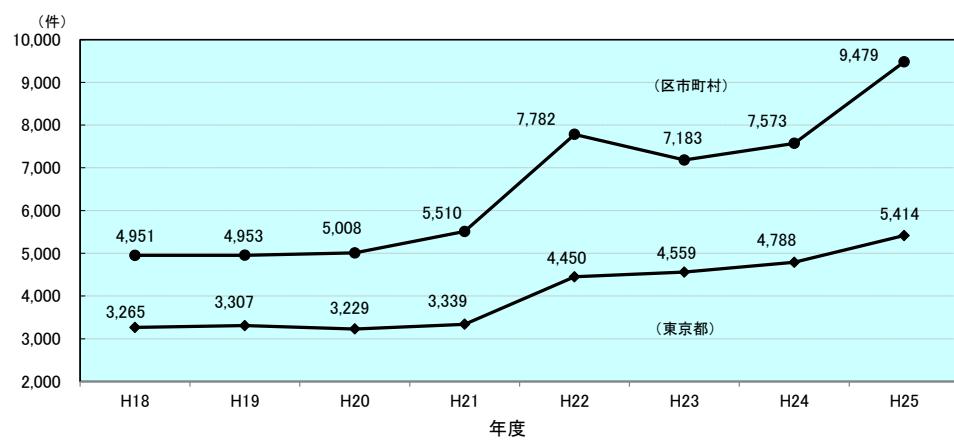
都は、子供と子育て家庭をめぐる状況の変化に対応し、様々な子供・子育て支援施策を講じています。

都内の待機児童数（各年4月1日現在）



資料：東京都福祉保健局

児童虐待相談の対応件数



資料：東京都福祉保健局

## 第3章 子供・子育て支援施策の具体的な展開

### 目標1 地域における妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援のしくみづくり

核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、周囲に相談相手がない、必要な情報が得にくいなど、妊娠・出産・子育てに関して不安を抱える妊婦や保護者が増えています。サービスや情報提供を充実するとともに、ワンストップで支援につなげる体制整備など、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の仕組みを整えていきます。

#### 【1 妊娠・出産に関する支援の推進】

- 妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発や、相談対応等を実施。
- 専門職により妊娠期から切れ目なく支援を行う区市町村を支援。
- 保険診療が適用されない特定不妊治療の費用の一部を助成。

#### 【2 安心できる小児・母子医療体制の整備】

- 小児の救急医療体制を確保するとともに、ハイリスク妊婦や高度医療が必要な新生児等に対応する体制を整備。

#### 【3 子育て家庭を地域で支える仕組みの充実】

- 区市町村が、子供家庭支援センターを中心に、様々な相談支援やサービス提供の充実を図るとともに、地域のネットワーク強化を図ることができるよう支援。
- 地域支援や利用者支援を行う子育てひろばを拡充。
- 区市町村が、子育て家庭のニーズに応じてサービスにつなげられるよう、体制整備を促進。支援が必要な子供や保護者の早期発見と虐待の未然防止に向け、人材育成を支援。
- 子育て家庭の多様なニーズを把握し、関係機関調整等を行う区市町村を支援。

#### 【4 子供の健康の確保・増進】

- アレルギー疾患に関する普及啓発を行うとともに、学校や保育所等における事故予防や、緊急時に適切に対応ができるための人材育成を支援。
- 子供たちが食に関する判断力を養い、健全な食生活を身に付けられるよう、食育を推進。

### 目標1の主な施策

- 不妊治療費助成事業
- 出産・子育て応援事業（ゆりかご・とうきょう事業）
- 子育てスタート支援事業（子供家庭支援区市町村包括補助事業）
- 周産期医療システムの整備
- 子供家庭支援センター事業（子供家庭支援区市町村包括補助事業）
- 要支援家庭を対象としたショートステイ事業（子供家庭支援区市町村包括補助事業）
- 利用者支援事業
- アレルギー疾患対策

## 目標2 乳幼児期における教育・保育の充実

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期であり、質の高い教育・保育が求められています。

多様化するニーズに対応するとともに、質の高い教育・保育が確保されるよう、必要な支援を行います。

### 【1 就学前教育の充実】

- 乳幼児期からの子供の教育支援を地域に定着させる取組等を推進。
- 区市町村や学校法人等と連携して、都内の幼稚園、保育施設及び認定こども園における質の高い幼児教育を推進。
- 私立幼稚園に対し、教育条件の維持向上等を目的とした支援をはじめ、預かり保育に対する支援、保護者の経済的負担の軽減を目的とした支援を実施。

### 【2 保育サービスの充実】

- 平成29年度末までの待機児童解消に向け、地域の実情に応じて様々な保育サービスを組み合わせ、拡充を進める区市町村や事業者を支援。  
＜保育サービスの整備目標＞ 平成29年度末までに利用児童数4万人分増
- 延長保育など、ニーズに応じた様々な保育サービスを提供する区市町村や事業者を支援。
- 特に配慮が必要な子供の保育に対する支援や、第三者評価の受審促進、区市町村と連携した効果的な指導監督を実施。保育従事者の資質の向上に必要な研修を受講できる環境を整備。
- 保育事業者に対し、事故防止の徹底と事故発生時の速やかな報告を求める。区市町村とも連携しながら事故防止に取り組む。

### 【3 認定こども園の充実】

- 区市町村における設置計画を基本とした目標設置数を設定し、区市町村が地域の実情に応じて認定こども園を設置する取組を支援します。

### 【4 就学前教育と小学校教育との連携】

- 「就学前教育プログラム」等の活用促進や、教員や保育士等を対象とした講座や説明会の開催などにより、区市町村や学校法人等と連携して就学前教育と小学校教育との円滑な接続を図る。

### 目標2の主な施策

- 小学校との連続性を踏まえた就学前教育の充実
- 私立幼稚園等への助成
- 私立幼稚園等における預かり保育の充実
- 保育サービスの拡充
- 保育の質の確保
- 保育サービス推進事業及び保育力強化事業
- 保育人材の確保及び定着支援
- 認定こども園の設置支援

### 目標3 子供の成長段階に応じた支援の充実

次代を担う子供たちが、自ら学び考え行動する力や、社会の発展に主体的に貢献する力を身に付けるとともに、社会の一員としての自覚を持ち、自立に向けた準備を整えられる仕組みづくり、また実際に自立するための支援を進めます。また、放課後等に地域で子供が安全に過ごすことのできる場の確保に取り組みます。

#### 【1 子供の生きる力を育む環境の整備】

- 都独自の学力調査や授業改善の一層の推進により、基礎的・基本的な事項の確実な定着や思考力・表現力等の育成。
- いじめ問題の解決に向けて、学校全体で組織的に対応するとともに、家庭、地域住民、関係者等と連携し、取組を確実に実施。
- 区市町村や関係機関等と連携し、児童・生徒を取り巻く様々な問題について、スクールソーシャルワーカーの活用などによる対策を推進。
- 英語力、豊かな国際感覚、日本人としての自覚や誇りをもち、国際社会で活躍するグローバル人材を育成するための教育環境を整備。
- 私立学校に対し、教育条件の維持向上や保護者の経済的負担の軽減等を目的とした様々な支援を実施。

#### 【2 次代を担う人づくりの推進】

- 区市町村と連携し、非行少年の立ち直り支援を推進。また、ひきこもりに関する訪問相談等の支援プログラムを通じ、若者の自立を支援。
- 低所得世帯の子供への学習支援を行い、家庭の状況に関わらず本人の希望が尊重され、能力・適性に応じた進路選択の機会を確保できるよう支援。
- 不登校や高校中途退学に関し、実態を把握し、区市町村や関係機関等との連携による未然防止と子供の社会的自立に向けた取組を推進。
- 若年フリーター等向けにカウンセリングや各種セミナー、能力開発、職業紹介などの就業支援を実施することにより、正規雇用化を促進。

#### 【3 放課後の居場所づくり】

- 学童クラブについて、区市町村が利用者のニーズを的確に把握し、新基準を踏まえつつ、子供たちの放課後の居場所を確保できるよう支援。また、放課後児童支援員の適切な配置に向け、研修を実施。
- 放課後子供教室を全小学校区で実施するとともに、教室運営の従事者について、研修等により資質の向上。

#### 目標3の主な施策

- スクールソーシャルワーカー活用事業
- 若年者の雇用就業支援事業
- ひきこもり等社会参加支援事業
- 学童クラブの設置促進
- 放課後子供教室

## 目標4 特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実

子育て家庭や子供自身の抱える課題が多様化し、虐待を受けた子供や、様々な理由により親と暮らすことのできない子供が増えています。また、発達障害を含む障害のある子供のニーズに応じた適切な支援が求められています。

すべての子供が健やかに育つためには、地域社会が一体となって、虐待の未然防止・早期発見や自立支援など、児童の状況に応じた切れ目のない総合的な取組を進める必要があります。

### 【1 児童虐待の未然防止と対応力の強化】

- 区市町村の子育て支援機関、児童相談所等地域の関係機関の連携を強化し、虐待の未然防止から早期発見・対応、子供の保護・ケア、保護者支援、家族の再統合、アフターケアまでの切れ目のない支援が行われる体制を整備。
- 児童虐待への理解促進に向けた普及啓発や、地域全体で子供と子育て家庭を見守る機運の醸成。

### 【2 社会的養護体制の充実】

- 社会的養護を必要とする子供が、家庭的な雰囲気の中で地域との交流を持ちながら生活できるよう、家庭的養護や施設の小規模化を推進。
- 社会的養護の下で生活する子供たちの権利を擁護するとともに、施設退所後の自立と地域での安定した生活を継続するために、入所中から退所後に至るまで、切れ目のない総合的な支援を実施。

### 【3 ひとり親家庭の自立支援の推進】

- 個別・継続的な就労支援の充実や、相談支援の質の向上、子供の学習支援を推進するなどにより、ひとり親家庭の地域での自立した生活を支援。

### 【4 障害児施策の充実】

- 様々な子供・子育て支援施策において障害児の受入れを進めるとともに、子供の成長段階や、障害特性に応じた支援を実施。また、一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育を推進。

### 【5 慢性的な疾病を抱える児童等の自立支援】

- 相談支援の充実や、自立支援員の配置等により、疾患を抱える児童の自立に向けた支援の充実を図るとともに、地域の関係機関とも連携し、対象者のニーズに応じた支援を実施。

#### 目標4の主な施策

- 児童相談所の体制と取組の強化
- 家庭的養護（養育家庭等・ファミリーホーム・グループホーム）の推進
- サテライト型児童養護施設の設置
- 母子・父子自立支援プログラム策定事業
- ひとり親家庭の子供の学習支援の推進
- 児童発達支援センターの設置促進
- 知的障害特別支援学校における職業教育の充実
- 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

## 目標5 次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備

働きながら子育てをしていくためには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取組が不可欠です。そのため、男女を問わず、育児休業等を取得しやすい職場環境づくりや、働き方の見直しに向けた普及啓発等、仕事と子育てを両立できる雇用環境の整備が必要です。

また、子育て世帯が安心して暮らせる住環境の確保や、交通事故、家庭内等での不慮の事故等を防ぐための取組も必要です。

### 【1 仕事と家庭生活との両立の実現】

- ワーク・ライフ・バランスを推進する中小企業及びその従業員を支援するとともに、結婚や出産などで離職した女性の再就職を支援。
- 企業やNPO団体など、また性別や年齢に関わらず、多様な対象に向けて、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発を推進。

### 【2 子供を犯罪等の被害から守るための活動の推進】

- インターネット等の適正な利用や薬物乱用防止など、子供が犯罪等に巻き込まれないよう啓発を行っていくとともに、子供見守りボランティアリーダーの育成など、地域で子供を見守る取組を促進。

### 【3 子供の安全を確保するための取組の推進】

- 子供たちが交通ルールを守り、子供自身が危険を予測し回避することができるよう、参加・体験型の交通安全教育などを実施。
- 家庭内における子供の事故防止に関する啓発を行うとともに、子供の安全に配慮した商品を普及。

### 【4 良質な住宅と居住環境の確保】

- 子育て世帯に配慮した住宅供給の誘導、公的住宅の建て替えによる子育て支援施設等の整備、及び公的住宅における子育て世帯に対する入居機会の拡大などを推進。

### 【5 安心して外出できる環境の整備】

- ユニバーサルデザインの視点に立った福祉のまちづくりを推進するとともに、マタニティマークの普及など、ハード・ソフトの両面から一体的にバリアフリー化を推進。

#### 目標5の主な施策

- ワーク・ライフ・バランス推進事業
- 公立小学校通学路への防犯カメラの設置
- インターネット等の適正な利用に関する啓発・指導
- 自転車の安全利用の推進
- 安全な商品の普及
- 子育て世帯に配慮した住宅の供給促進
- 東京子育て応援事業

## 第4章 子供・子育て支援を担う人材の確保・資質の向上

都は、広域自治体として、都内全域の子供・子育て支援の質の向上に向け、人材の確保・資質の向上を図る区市町村や事業者を支援していきます。

### 1 母子保健

- 区市町村において、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制を整備できるよう、都は、地域の身近な子育て支援拠点における専門職の配置を支援するとともに、研修等により、これを支える人材の育成を行います。
- また、担当者の連絡会の開催や、各自治体の取組の状況に関する情報提供なども行い、職員の資質の向上を図っていきます。

### 2 子育て支援

- 都は、子供家庭支援センターがその役割を十全に果せるよう、センター職員に対して虐待の未然防止を含めた虐待対応力の向上に加え、要支援家庭への支援方法や精神保健分野の理解を深める講義、地域の関係機関の理解と協力の促進に向けた取組の紹介、ケースワークに関する関係機関合同の演習等、実践的なスキルが身に付く研修を実施します。
- 相談支援や虐待対応を行うワーカーや虐待対策コーディネーター、心理専門支援員等の専門職の配置を支援するとともに、児童福祉司任用資格の取得や、児童相談業務に係る資質の向上と専門性の維持を支援するため、引き続き、指定講習会を開催します。
- 子育てひろばにおいて、地域で保護者に寄り添う支援を行うほか、地域支援や利用者支援の役割も適切に果たせるよう、地域の社会資源に精通し、利用者ニーズを踏まえて適切なサービスにつなげることができる人材を育成するため、各自治体で実施する研修に加え、都独自に実践的な研修を実施します。
- 預かり型のサービスや訪問型の相談支援など、各区市町村において、より質の高い子育てサービスが提供できるよう、研修や先進的な独自の取組を行う区市町村の事例の紹介などにより、これを担う従事者の育成を図ります。
- 利用者支援事業について、都は、区市町村が、地域の社会資源に関する情報の収集や提供、相談・助言、関係機関調整等により、子育て家庭が多様なサービスの中から、適切な施設や事業等を選択し、利用できる仕組みを構築できるよう、研修等により支援していきます。
- 子育て支援員については、地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、各事業等に従事することを希望する方に対し、「子育て支援員」として認定するための研修を実施し、サービスの担い手となる人材を確保するとともに質の向上を図ります。
- 地域における様々な子育て支援サービスのレベルアップを図るため、各事業の従事者を対象にグループワーク型の研修や連絡会を区市町村の枠を超えて実施し、情報共有や意見交換、ネットワーク形成を支援します。

### 3 幼児教育

#### (1) 人材の確保

- 引き続き幼稚園教諭免許の特例制度※について周知を図るなど、保育士資格を有する人材の幼稚園教諭免許状の取得を促します。

\*幼稚園教諭免許特例制度：保育士の資格を有し、保育士として一定の勤務経験がある場合、幼稚園教諭免許状を取得しやすくする制度

#### (2) 資質の向上

- 幼児期の教育は、義務教育とその後の教育の基礎を培う極めて重要なものです。このため、幼児が幼稚園、保育所及び認定こども園において質の高い幼児教育を受けることができるよう、今後も、国との連携事業である幼稚園教育理解推進事業など、公私立などの設置主体や施設種別の違いにかかわらず、教員と保育士が一堂に会して学ぶ機会を多様に設ける取組を推進していきます。
- 専門的・広域的な観点から、教員や保育士等を対象とした就学前教育と小学校教育との円滑な接続に向けた講座・説明会の開催等、区市町村や教育・保育施設の設置者等と連携を図りながら取り組むことにより、地域における幼児教育・保育の担い手である人材の資質の向上を推進していきます。

### 4 保育

#### (1) 人材の確保

##### ① 保育士

- 必要な保育士を確保するため、指定保育士養成施設の修学資金の貸付や、現任保育従事者の保育士資格取得支援など、保育士の養成にかかる取組を行うとともに、就職支援から就職後の定着支援まで行う保育人材コーディネーターの配置や、保育士就職相談会の実施、保育従事者向けの宿舎借り上げ支援など、保育士の確保・定着に取り組みます。
- また、職責に応じた待遇を実現するキャリアパスの導入が進むよう、キャリアパスの仕組みづくりに取り組む事業者を支援し、保育士の確保・定着を促進します。
- 保育の仕事に興味を持つ高校生を対象に保育施設での職場体験を行い、保育士の仕事への理解・興味を深めます。

##### ② その他の保育従事者

- 区市町村によっては十分な体制が整わない場合もあるため、都は、当分の間、家庭的保育者研修を引き続き実施するほか、今般新たに制度化された子育て支援員研修を実施していきます。

#### (2) 資質の向上

- 事業者や区市町村による研修実施を支援するとともに、受講促進に向けた環境を整備します。
- また、認証保育所を対象とした施設長研修や中堅保育士研修、研修の機会が比較的小ない認可外保育施設の保育従事者を対象とした保育全般に関する研修を実施します。
- 障害児やアレルギー児への対応、保護者対応といった新たな課題などに対応す

るための研修を実施していきます。

- 特に、アレルギー疾患については、正しい知識を持って適切な日常生活管理が行えるよう研修を実施し、緊急時に適切に対応できる人材を育成するとともに、事故予防を支援します。
- あわせて、研修受講の機会を広げるため、都による研修の実施とともに、区市町村による研修実施や、研修受講促進の取組を、引き続き支援していきます。
- 保育の質の維持・向上には、保育従事者の定着が不可欠です。保育従事者にとって働きやすい職場環境が確保されるよう、事業主を対象とした研修を引き続き実施していきます。

## 5 認定こども園

- 都は、「幼稚園教諭免許や保育士資格の取得特例制度※」を活用した資格取得を支援する区市町村に対し、その費用の一部を補助する取組などにより、新たな幼保連携型認定こども園における保育教諭の確保等を図っていきます。

※幼稚園教諭免許や保育士資格の取得特例制度：新たな幼保連携型認定こども園制度への円滑な移行・促進のため、幼稚園教諭免許状を有する者が保育士資格を取得し、又は保育士資格を有する者が幼稚園教諭免許状を取得するための特例制度。一定の幼児教育又は保育の経験がある場合に、通常必要とされる単位数よりも少ない単位数の修得で幼稚園教諭免許状又は保育士資格の取得ができる。（文部科学省及び厚生労働省が平成26年度から実施）

- また、質の高い幼児教育・保育を提供するため、幼稚園教諭と保育士が共に学ぶ講座や研修等の機会を提供する取組を、区市町村や教育・保育施設の設置者等と連携を図りながら推進します。

## 6 放課後の居場所

- 学童クラブに放課後児童支援員を適切に配置できるよう、国で定めるカリキュラムに基づき、認定資格研修を確実に実施します。現在、すでに学童クラブに従事している者が引き続き学童クラブで支援員として従事するためには、今後5年間のうちに当該研修を修了する必要があるため、計画的に研修を実施していきます。
- 放課後子供教室においては、地域のボランティアなど、教室を運営する担い手の育成が課題となっているため、研修等を実施し、資質の向上を図ります。

## 7 児童相談所

- 児童虐待の対応力のさらなる向上に向け、児童相談所の一層の体制強化を図ります。
- 児童福祉司OBを活用した個別指導や実践的な研修など研修プログラムの充実等により、複雑困難な事例に対応できる職員の育成に取り組みます。

## 8 社会的養護

- 法人・施設が、職員の育成方針を定め、体系的な人材育成を行うことができるよう、人材育成に関する総合的な計画の策定・取組を支援します。また、職員が知識・技術を計画的に習得できるよう、新任職員、中堅職員、施設長等、経験や職責に応じた課

題別研修などが実施できるよう支援します。

- また、施設職員の人材確保を図るため、受け入れた実習生に対して個別的に丁寧な指導が出来るよう施設に担当職員等を配置したり、実習を受けた学生等を非常勤職員として雇い上げる等の対応が行えるよう支援します。
- 養育家庭等の研修体系については、必修研修において、より支援力の向上につながる実践的な内容にするとともに、課題別研修においても、最近の委託児童の状況に合わせ、養育家庭のスキルアップにつながるプログラムを設定します。

## 9 ひとり親家庭支援

- 都は、広域的な立場から、母子父子自立支援員や地域の関係機関等への研修を実施し、地域における相談対応力の向上を図ります。

## 10 障害児支援

### (1) 子育て支援策における障害児支援の対応力の向上

- 保育所や学童クラブ等、子育て支援に従事する職員が、1人ひとりの障害の種類、程度に応じた支援ができるよう、資質向上に取り組む区市町村を支援します。

### (2) 障害児の相談支援を担う人材の養成・確保

- 障害児相談支援について、区市町村において、関係機関の連携のもとで、ライフステージに応じた支援を進める体制を確保できるよう、都は、相談支援専門員の養成を着実に行います。
- 発達障害児（者）のライフステージに応じた支援体制を充実するため、これまで区市町村が取り組んできた事例等を普及していくとともに、区市町村の相談支援員や医療機関従事者などを対象とした研修等を実施し、専門的人材の育成を行っていきます。
- 特別支援教育がすべての学校において実施されるよう全般的な視点に立って人材の育成と確保を進めています。障害のある幼児・児童・生徒一人ひとりのニーズに応えて適切な指導と必要な支援を行うことができるよう、すべての校種の教員を対象とした研修を実施し、専門性の向上を図っていきます。

## 第5章 子供・子育て施策の更なる充実に向けて

東京都子供・子育て支援総合計画に盛り込んだ各施策を総合的に推進し、効果をあげていくためには、都や区市町村の各行政機関をはじめ、家庭、企業、NPO団体等の幅広い関係者が連携・協力し、それぞれの役割を着実に果たしていくことが重要です。

### 1 東京都の役割

- 本計画の着実な推進
- 区市町村への支援
- 広域的・専門的な施策の実施
- 企業の取組を促進
- 地域の活動を支援

### 2 区市町村の役割

- 子ども・子育て支援新制度の実施主体
- 地域の子供・子育て支援の拡充
- 保育所待機児童の解消に向けた取組

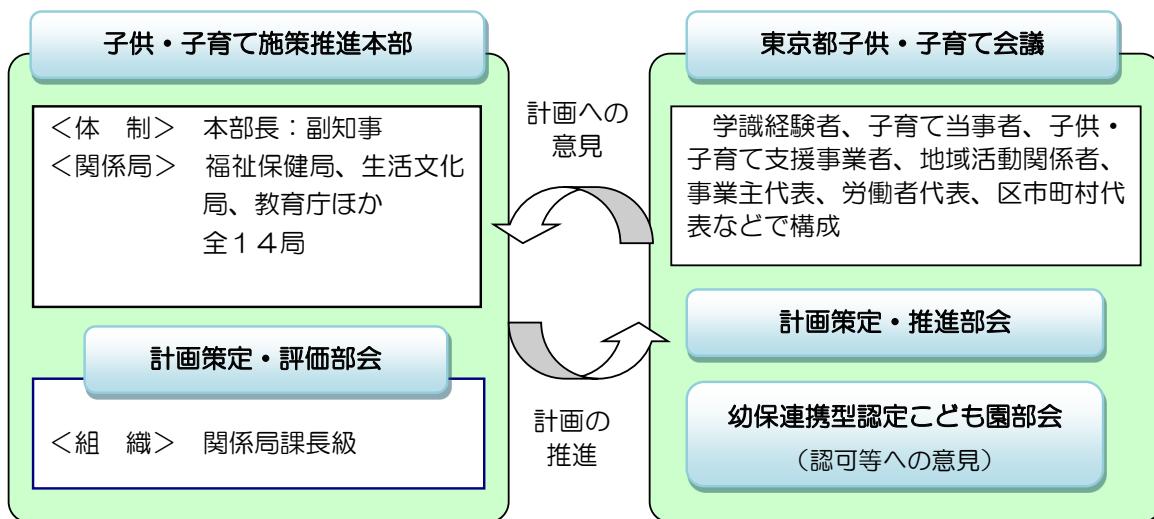
### 3 事業主の役割

- 雇用環境の整備
- 企業の社会的責任

### 4 地域社会・都民の役割

- 子供・子育て支援
- 児童虐待の防止
- 関係機関や企業等と行政との連携

## 5 計画の推進体制



## 6 進捗状況の評価・公表

- 東京都が取り組む子供・子育て支援施策を実効あるものとするため、主要施策については毎年その進捗状況を点検し、公表します。
- 計画期間中は、対象事業の進捗状況、事業効果等を評価するため、毎年度、東京都子供・子育て会議において、客観的かつ専門的な立場からの意見交換・調査審議を行います。

### 資料編

計画の策定体制や審議経過、区市町村における教育・保育の量の見込みと確保方策などについて掲載しています。